資料１－１

追加調査で得られた情報等

（１）東京都から大島町へ伝達する気象情報等

● 東京都総合防災部から町に向けた気象庁発表情報の伝達
  - 災害当時は、夜間防災連絡員及び総合防災部が手動で実施していた。現在は、自動発信の仕組みが整備されている。
  - 伝達した情報のうちどの範囲について受信確認を行うかについて、災害当時は定めはなかった。

● 都災害情報システム（ＤＩＳ）
  - 町に配備されていた都災害情報システム（ＤＩＳ）の端末からは、気象庁の発表する気象情報はすべて閲覧することが可能だった。
  - 当時のＤＩＳ端末には、アラート機能は付与されていなかった（現在は、アラート機能が付与されている）。

● 東京都河川部（都水防本部）から町に向けた情報伝達
  - 島しょに土砂災害警戒情報を発表する場合には、防災行政無線ＦＡＸで直接町へ（島しょの全町村）伝達するように規定している。※支庁に対しても直接送付する。
  - 今回の災害時に河川部（水防本部）から町へＦＡＸで送付した情報は、土砂災害警戒情報のみ。

● 気象庁から都河川部への電話（10 月 15 日 23:30）を受け、河川部では大島支庁に対して被害の有無を電話で確認した。

（２）その他確認した事項

①土砂災害警戒情報の伝達義務について

● 平成 26 年 8 月広島市土砂災害を契機に土砂災害防止法が改正され（平成 26 年改正）、下記が義務づけられた。
  - 都道府県が、基礎調査の結果を公表すること
  - 都道府県知事が、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること
  - 都道府県知事が、土砂災害警戒情報について一般に周知すること
  - 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うこと

⇒このことから、伊豆大島土砂災害当時は、都道府県から市町村への土砂災害警戒情報の伝達は「義務」ではなかったと考えられる。

②河川管理者による助言制度（アドバイザー等）につて

● 平成 25 年 7 月の水防法改正により、下記のように河川管理者の役割が変わった。
  - 都道府県又は指定管理団体の定める水防計画に、河川管理者の水防活動への協力（例：

河川に関する情報提供、リエゾンの派遣等）を記載することが可能となり、記載された事項について指定管理者に協力義務づけ

- 洪水予報及び特別警戒水位到達情報について、関係市町村長へ直接通知（従来は、水防管理者等への通知のみ）

⇒前回委員会で指摘のあった「河川管理者によるアドバイザー派遣」は、この法改正に基づく「リエゾンの派遣」に相当か？

● 国土交通省社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～答申」（平成 27 年 12 月）には、下記の記載がある。

- 「５．速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策」の１つとして、「⑤市町村長に対し助言を行う者の育成・派遣」があげられ、「洪水時・平常時に助言を行うアドバイザーの育成・派遣等について、資格の付与も視野に入れて研修を充実する等の仕組みづくりを行うこと。」とされている。

⇒「アドバイザー」派遣制度は、まだできていない？

③台風説明会後の火山防災連絡事務所の補足説明について

● 15 日 11 時～の台風説明会の終了後、伊豆大島火山防災連絡事務所から町へ提供された参考情報は、下記の２事例に関する情報であった【B-037】。

- 台風 9617 号（大島の総降水量 346.0mm、最大 24h 降水量 246.0mm）
- 台風 9512 号（大島の総降水量 352.0mm、最大 24h 降水量 315.5mm、家屋全壊 7 戸・半壊 3 戸・一部損壊 8 戸、道路損壊 2 箇所、崖崩れ 3 箇所、電力施設被害 5 箇所）

④「東京都地域防災計画 風水害編（平成24年修正）」における態勢等について

● 都の初動態勢（第３部 第１章 初動態勢）に次ページのように図示されている。（地域防災計画の本文中には、「情報監視態勢」「情報連絡態勢」「災害即応体制」に関しての具体的基準等は記載されていないが、下記の図及び聴き取りより、以下のような基準と推察される。）

- 注意報（大雨等）発表　→情報監視態勢
- 警報（大雨、洪水など）、土砂災害警戒情報発表　→情報連絡態勢
- 災害対策本部設置　→災害即応体制

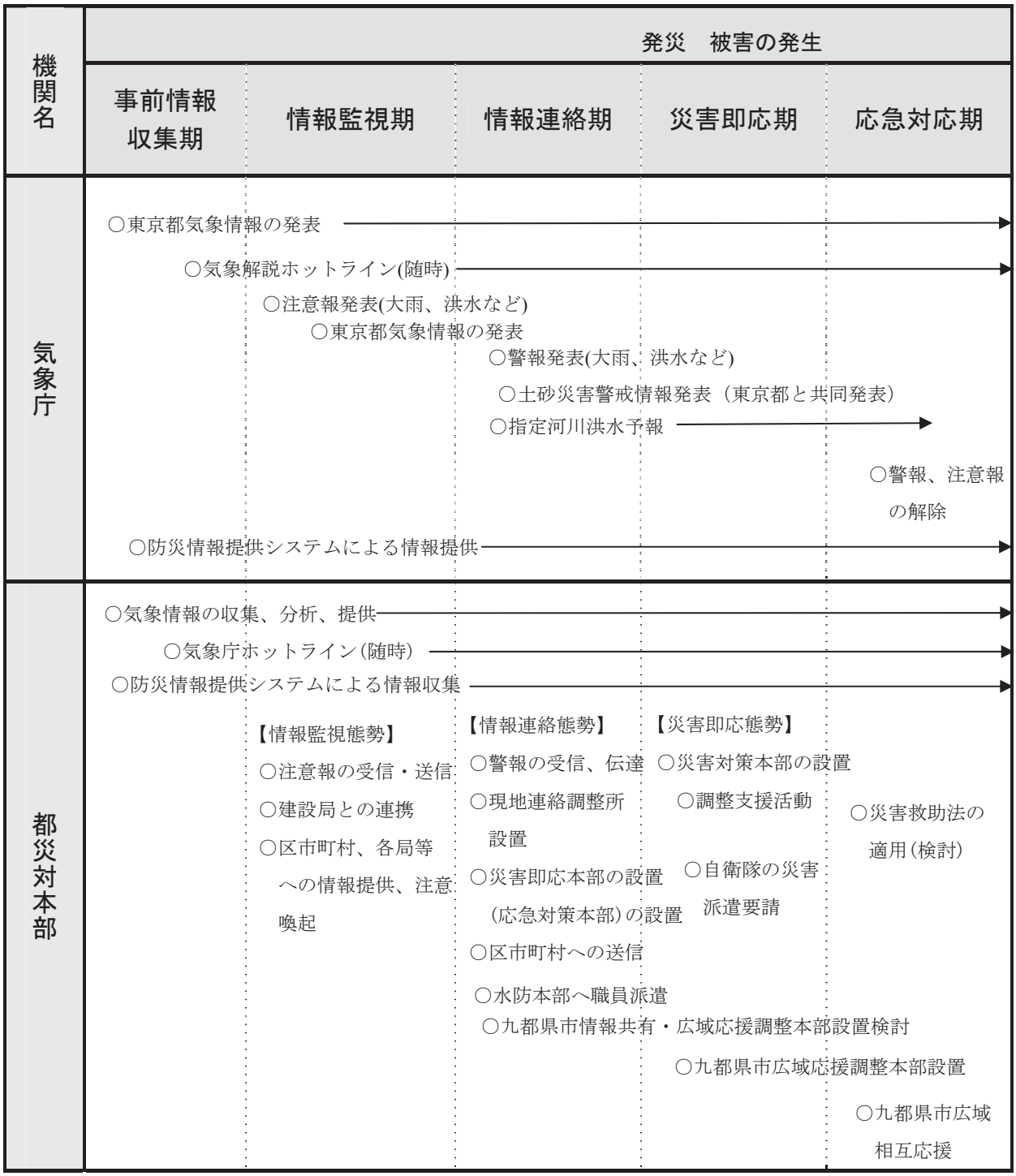
機関名
発災　被害の発生
事前情報収集期
情報監視期
情報連絡期
災害即応期
応急対応期
気象庁
○東京都気象情報の発表
○気象解説ホットライン(随時)
○注意報発表(大雨、洪水など)
○東京都気象情報の発表
○警報発表(大雨、洪水など)
○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表）
○指定河川洪水予報
○警報、注意報の解除
○防災情報提供システムによる情報提供
都災対本部
○気象情報の収集、分析、提供
○気象庁ホットライン(随時)
○防災情報提供システムによる情報収集
【情報監視態勢】
○注意報の受信・送信
○建設局との連携
○区市町村、各局等への情報提供、注意喚起
【情報連絡態勢】
○警報の受信、伝達
○現地連絡調整所設置
○災害即応本部の設置(応急対策本部)の設置
○区市町村への送信
○水防本部へ職員派遣
○九都県市情報共有・広域応援調整本部設置検討
【災害即応態勢】
○災害対策本部の設置
○調整支援活動
○自衛隊の災害派遣要請
○九都県市広域応援調整本部設置
○災害救助法の適用(検討)
○九都県市広域相互応援

● 土砂災害警戒情報の伝達体制

- 「第３部 第４章 水防対策 第１節 水防情報 ５．土砂災害警戒情報」(p.208) に、「土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。」として、下図が示されている。

＜土砂災害警戒情報伝達系統図＞

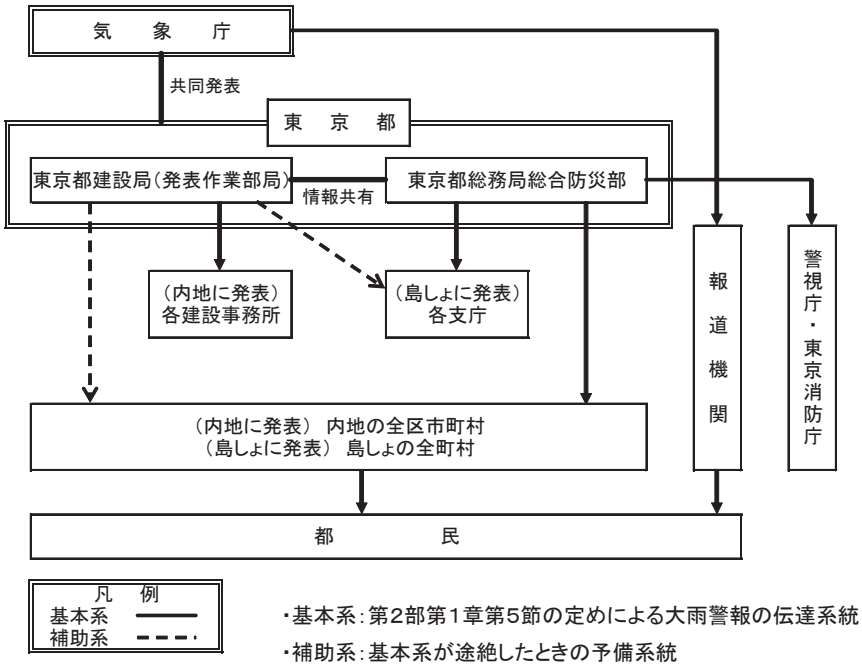

⇒現在の地域防災計画（平成 27 年度版）と比較して、町への伝達系統は同じ。